

那須塩原市脱炭素アドバイザー資格取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、脱炭素アドバイザー資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市内法人又は個人事業主（以下「事業者」という。）に対し、従業員が資格を取得する費用の一部を補助することにより、脱炭素に関する適切な知識を備えた人材の育成及び事業所内での脱炭素行動の実践を促進し、もって地域の脱炭素化を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、「資格」とは脱炭素に関する民間資格のうち、環境省が「脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドライン」に基づき認定する脱炭素アドバイザー資格制度をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (2) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するとき
は、交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させている者
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の目的に照らして適当でないと市長が認める者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象とする経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資格受験に要する費用
- (2) 資格取得のための講習及び書籍購入に要する費用
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の8以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限に、予算の範囲内において交付する。

- 2 補助金の交付は、各年度において1事業者につき、1回を限度とする。
- 3 補助対象経費に対して、国、地方公共団体等から補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を補助対象経費から控除するものとする。

(交付申請書)

第7条 規則第4条の規定にかかわらず、補助金の交付申請書は、脱炭素アドバイザー資格取得支援補助金交付申請書（様式第1号）とし、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 脱炭素アドバイザー資格受験者名簿（様式第2号）
- (2) 資格受験に要する費用並びに資格取得のための講習及び書籍購入に要する費用がわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書)

第8条 規則第12条の規定にかかわらず、補助金の実績報告書は、脱炭素アドバイザー資格取得支援補助金実績報告書（様式第3号）とし、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 受験時期及び受験結果が分かる書類（資格受験した者に限る。）
- (2) 資格受験に要した費用並びに資格取得のための講習及び書籍購入に要した費用を支払ったことがわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告の期限の特例)

第9条 規則第12条ただし書の規定により、同条本文に規定する実績報告の期限は、資格受験の結果が分かった日から30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月25日のいずれか早い日とする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(書類の保管期間)

第11条 規則第20条第2項の規定により市長が別に定める証拠書類を整理保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(補助金の見直し)

2 市長は、この補助金について、令和6年4月1日から3年を経過するまでに、その運用状況、効果、必要性等を検証し、見直しを行うものとする。